

## 6 三浦富彦議員

- 1 児童福祉について
- 2 大係制について



### 1 児童福祉について

児童福祉についてを、質問いたします。

近年は、全国的に児童の虐待の様相を呈した事故事件などが見受けられ、報道されるたびに私ども子育てを経験した親として、胸が痛み、また心寂しい気持ちになります。

児童、特に就学前の子ども達は、状況判断もままならず、ただ両親の言いなりになりがちなので、自らの意見を言ったり気持ちを言い表すことが出来ません。

こうした大切な地域の宝である子どもたちの安全をどう守ってやる事が出来るのか、まさに行政の力、地域社会の力が問われているところでもあります。

平成22年度の町政執行方針では「様々な事由により家庭での保育が一時困難となった場合、児童養護施設等で緊急的に養育、保護を行う、子育て短期入所生活援助事業を新たに実施することとし、児童の保護と権利の擁護に努める」としてありますが、岩内町として、仮に本事業に該当させ、子どもの安全確保に踏み込んでゆくとした場合、どういった手読き、あるいは経過を踏まえてゆくのか。

また受け入れ態勢としての「児童養護施設等」という文章で示されているが、具体的にはどのような施設を想定し、役割としてどう位置付けられるのか、お聞かせ願います。

また、町として今後の児童虐待防止に関わる重要課題に、どう対処していくおつもりなのか、町長の考えを伺います。

#### 【答 弁】 町 長：

1点めは、児童福祉について、3項目にわたるご質問であります。

1項めと2項めは、平成22年度に実施予定の子育て短期入所生活援助事業の内容等に係るご質問であります。関連がございますので併せてご答弁申し上げます。

この事業は、様々な事由により家庭での養育が一時的に困難となった児童、あるいは経済的な問題などにより緊急的に保護が必要となった母子等について、児童養護施設等で一時的に養育・保護を行い、児童の健全育成と家庭の福祉の向上を図る事を目的とする事業であります。

ご質問にありますように、近年児童虐待を疑わせるいたましい事件・事故が発生し大きな社会問題となっており、また少子化や核家族化により、保護者に不測の事態が生じて、子どもの養育を頼める方がいないといった問題、さらには経済不況による生活苦をはじめ、様々な要素が起因となる家庭内暴力の問題など、児童を取り巻く環境が非常に厳しい悲惨な状況も見受けられ

るようになってきております。

町としてはこうした社会的背景を踏まえ、次代を担う子ども達の健やかな成長は、社会全体で支えるという具体的な考えのもと、大きく5つの事由を想定して、本事業を実施しようとするものであります。

具体の対象事由であります。1つめは、児童の保護者の疾病、2つめは、育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など、身体上又は精神上の事由、3つめは、出産、看護、事故、災害、失踪など、家庭養育上の事由、4つめは、冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など、社会的事由、5つめは、経済的問題などにより、緊急一時的に母子等の保護を必要とする場合。

これらの事由により、利用者からの申請に基づいて一時的な養育・保護を実施することになりますが、児童虐待を疑わせる事案の場合は、児童の安全を図るうえから迅速な保護を最優先し、児童相談所など関係機関へ通報するとともに、適切な指導を仰ぎながら、養育・保護に努めたいと考えております。

そこで、実施施設についてであります。事業目的から養育・保護の迅速な対応が求められるため、町内での実施が必要と考えており、児童養護施設である岩内厚生園のご理解とご協力をいただいたうえで、委託契約による実施を予定しております。

岩内厚生園につきましては、児童等の養育・保護に係る体制が既に確立されており、委託先として最適であると判断しております。

3項めは、児童虐待への対処方針についてであります。

児童虐待は、あってはならない事案ではありますが、児童虐待の防止等に関する法律において、虐待の早期発見と適切な保護に係る地方公共団体の責務が規定されております。

現在、児童福祉施策として実施している町内3保育所をはじめ、児童デイサービスセンター、放課後児童対策、地域子育て支援センターなどについても、早期発見の一助になるものであり、今後においても各種の福祉施策との融合を図りながら、児童虐待の予防・早期発見・迅速な保護に努めてまいりたいと考えております。

## 2 大係制について

次に、大係制について。

「大係制」部局の係を廃止し課単位とする一課一係制についてを、質問いたします。

私は、平成18年第3回定例会において「大係制と町民サービス」について町長に質問をいたしました。が、仕組みを導入して3ヵ年経過してから検証し、評価をしていきたいと述べておりました。

今、3ヵ年を経過した「大係制」について、伺います。

- 1つ、導入により、どのような効果があったのか。
- 2、課題、問題点があったのか。
- 3、町民への行政サービスは、向上したのか。
- 4、今後においても、現「大係制」を取組んでいくのかを、お伺いいたします。

### 【答 弁】

町 長：

2点めは、大係制について、4項目にわたるご質問であります。

1項めは、導入による効果についてであります。

大係制につきましても、平成17年8月に導入してから、平成20年7月で3年を経過したことから、その効果や課題・問題点などについて検証するため、岩内町行政事務改善委員会を開催し検証を行ったところであります。

この検証による効果としては、相互に応援・協力する姿勢や課内の一体感、業務上の責任感などがあり、このことは従来の係制に比べ、互いに協力する姿勢を意識するようになったことのあらわれと判断しております。

2項めは、課題、問題点についてであります。

委員会の検証における課題、問題点としましては、9点にのぼり、1、大係制の目的や必要性の職員の理解不足、2、担当業務や責任分担の曖昧さ、3、大係制が機能する部署としない部署の存在、4、職員間における業務量の不均衡、5、課内の情報の共有化、6、職員の意識改革、7、町民への窓口の明確化、8、課長職の数に対する係員の数、9、課内の指揮命令系統の一本化が課題・問題点として提起されております。

3項めは、町民サービスへの向上は、サービスは向上したのかとのご質問ですが、大係制は、財政状況の厳しさから十分な職員の補充が困難と想定されることや、行政需要の質的な変化や増大への対応が必要なこと、さらに近い将来の相当数の職員の定年退職の時期を見据え、従前の機構・組織では住民サービスの維持や向上を図ることが極めて困難となるとの判断から、導入したところであります。

私としては、機構・組織の改革に際し、住民サービスの低下はあってはならないことであると認識しております。

これまで住民の方々からは、機構改革によるサービスの低下についての大きな苦情などは伺っていないことから、職員の努力に一定の評価をするものであり、併せて大係制の導入により、住民サービスをより一層向上させるための協業体制や、職員の意識改革は着実に進んでいるものと判断しております。

4項めは、今後においても現「大係制」を取り組んでゆくのかとのご質問ですが、2項めでお答えしましたとおり、検証の結果様々な課題や問題点が提起されております。

これらを受け、行政事務改善委員会では、旧係制に戻すことについても含め議論を行ったところでありますが、国及び北海道からの事務権限移譲や多様化する町民ニーズへの対応など、事務量の増加が見込まれる中であって、近く職員が多数退職する時期を迎えることや、将来見込まれる人口減に伴う自主財源の減少などにより、欠員補充が難しいことなど、今後における町の状況を見据えた場合に、現大係制に修正を加え、機能するよう改善を図っていくことが有効との結論に至ったところであります。

いずれにしましても、組織を形成していく上では、職員の資質向上と意識改革が重要であると考えており、これらを十分認識した上で、今後ともその時々に応じて柔軟に対応することができる組織づくりを進めて参りたいと考えております。